

## みやま市公告第14号

下記の委託業務について、公募型プロポーザル方式により委託業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6(2024)年4月19日

みやま市長 松嶋 盛人

## みやまワンヘルスフェスティバル2024 企画運営業務委託 募集要領

この要領は、本提案に参加しようとする者(以下「提案者」という。)が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

### 1 目的

市民のワンヘルスの認知度向上、理解促進を図るため、市民がワンヘルスを身近に感じ、楽しみながら様々な体験ができる機会の創出及びワンヘルスの取組に協力する事業者や団体と連携し、市民、事業者・団体、行政が一体となってワンヘルスの推進に取り組む機運を醸成するため、イベント開催の企画・運営に係る業務を委託するもの。

※これまでの開催履歴 令和5年度 みやま市ワンヘルスフォーラム R5.5.14

### 2 委託業務の概要

- (1)委託業務名:ワンヘルスフェスティバル開催委託業務
- (2)委託内容 :別紙「みやまワンヘルスフェスティバル2024 企画運営業務委託仕様書」を参照
- (3)予算額 :4,300,000円以内(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

### 3 委託者

みやま市

### 4 委託期間

契約締結の日から令和6年11月8日(金)まで

## 5 委託金の支払時期

委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとする。

ただし、事業終了前であっても、協議等により委託者が必要と認める場合は、委託金の一部を前金で支払う。

## 6 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- ② みやま市指名停止等措置要綱(平成 19 年みやま市告示第 14 号)に基づく指名停止の期間中でないこと。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑤ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦ 福岡県内に本社又は事業所を有する者。
- ⑧ 過去において、国・地方公共団体又は民間事業者と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績があること

## 7 企画提案公募スケジュール

- (1)質問受付期限 令和6年 4 月 30 日(火)17:00
  - (2)参加申込書の提出期限 令和6年5月10日(金)17:00
  - (3)参加確認通知 令和6年5月13日(月)以降
  - (2)企画提案の提出期限 令和6年5月15日(水)17:00
  - (3)プレゼンテーション 令和6年5月20日(月)～22日(水)の間を予定
- ※日程は、5月15日(水)までに提案者に連絡する。
- (4)審査結果通知 令和6年5月下旬
  - (5)契約締結 令和6年5月末から6月上旬

## 8 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

### (1) 提出方法

質問票(様式第1号)を電子メールにより、令和6年4月30日(火)17:00までにみやま市総務部総合政策課ワンヘルス総合推進室まで提出すること。提出後は必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡すること。

なお、簡易なことであっても、電話及び口頭による質問は受け付けない。

### (2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和6年5月7日(火)までに市ホームページに掲載する。なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答できない。

## 9 応募方法

### (1) 応募書類

- ① 参加申込書(様式第2号) 1部
- ② 会社概要書(様式第3号) 1部
- ③ 人員体制調書(様式第4号) 1部
- ④ 業務実績調書(様式第5号) 1部
- ⑤ 見積書 1部(任意様式)
- ⑥ 業務工程表 1部(任意様式)
- ⑦ 誓約書(様式第6号) 1部
- ⑧ 法人登記簿謄本(複写可) ※3ヶ月以内のものに限る
- ⑨ 納税証明書(国、県、市町村税)(複写可) ※3ヶ月以内のものに限る
- ⑩ 企画提案書(別紙1の作成要領を参照のこと) 正本1部、副本7部

### (2) 応募締切

令和6年5月10日(金)17時必着

### (3) 提出方法及び提出先

応募書類は、持参(平日 9:00から17:00まで)又は郵送、宅配便等により以下に提出すること(FAX 及び電子メール不可)。

#### 【提出先】

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5 本庁舎3階  
みやま市総務部総合政策課ワンヘルス総合推進室  
TEL: 0944-88-9754 FAX: 0944-64-1507  
E-mail : onehealth@city.miyama.lg.jp

## 10 企画提案書作成について

### (1)提案書及び添付書類の作成

- ・別添「業務委託仕様書」の内容に基づき作成すること。
- ・見積書の項目は提案内容に基づくこと。
- ・業務工程表は可能な限り具体的に示すこと。

### (2)規格等

- ・原則としてA4版縦・横書き、左綴じ、片面印刷とすること。(会場図面など文字が小さくなるものは、A3版に印刷し、A4版サイズに折り込むこととしても可。)
- ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみ使用する。
- ・企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、委託者は公表等に必要の場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
- ・企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等については、返却しない。
- ・提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
- ・採択後であっても、提案者の都合により、記載内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

## 11 委託先候補者の選定について

### (1)選定方法

委託者が設置する「みやまワンヘルスフェスティバル2024企画運営業務委託に係るプロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。))において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1事業者を選定する。

審査は原則、書類による1次審査とするが、必要に応じプレゼンテーションによる2次審査を行う。

### (2)審査方法

#### 【1次審査】

提出された企画提案書について、審査委員会による書類審査を行い、合計点が最も高い者を優先交渉権者(順位1位の受託候補者)として選定する。次に合計点の高い者を順位2位の受託候補者とする。

#### 【2次審査】

1次審査において、提案者のヒアリングが必要となった場合は、2次審査においてプレゼンテーションを行う。※時間は企画提案事業者に別途通知する。

2次審査は、提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、質疑応答を行う。

- ・プレゼンテーションの出席者は5人以内とする。
- ・ヒアリングの時間は、20分以内とし、別途質疑応答10分程度とする。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は提案者にて準備すること。
- ・プレゼンテーションは提案書に記載した内容に限るものとする。

#### 【評価方法】

以下の評価項目、評価内容及び配点により審査を行い、最も合計得点の高い提案を行った者を受託候補者とし、審査に参加した全ての提案者に対し、審査結果を令和6年5月末を目途に通知する。

評価項目	評価内容(評価の視点)	配点
目的の理解	・市の意向を理解し、ワンヘルスの理念の認知度向上に向けた視点を企画に反映させているか。	20
企画内容	・来場者が楽しみながら、わかりやすくワンヘルスを学び、体験できる内容になっているか。 ・企画内容やイベントのテーマは、業務委託仕様書に基づき、且つ提案者の独自の観点や創意工夫が認められるものとなっているか。 ・会場全体の統一感やイベントの一体感が出せるような工夫はあるか。来場意欲が高まるイメージを感じさせるものとなっているか。 ・会場のレイアウトやブースの配置が、来場者が楽しめる動線となるような効果的な工夫がされているか。また、来場者の安全に配慮がされているか。	40
実施体制	・業務を円滑に実施するための体制は十分なもののか。 ・イベント開催までのスケジュールについて、業務を円滑に実施することが可能なスケジュールとなっているか。	15
実績	・過去に当該事業に類似した業務の受注実績や特筆すべき業務成果があり、効果的な業務の実施が期待できるか。	10
予算	・予算の範囲内で実現可能か。・業務内容に見合った提案額となっているか。 ・コストパフォーマンスが高い内容となっているか。 ・各項目の積算は妥当か。	10

ワンヘルス宣言 事業者登録	・ワンヘルス宣言事業者登録されているか。	5
	合計	100

### (3)その他

次に挙げる事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
  - ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ④ 委託者の職員や審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - ⑤ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- ・本プロポーザルの審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。
  - ・受託事業者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
  - ・企画提案者が 1 者のみの場合であっても、審査委員会で審査の上、受託候補者を決定する。
  - ・応募資格を満たさない場合、または提案内容が業務委託仕様書に反する又は矛盾する場合は、そのことをもって当該応募は不採択となる。

## 12 契約締結について

- (1)本市は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。
- (2)委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で、委託者が内容の修正を求めることがある。
- (3)協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
- (4)受託者は契約協議に基づき、再度見積を提出する。
- (5)契約にあたっては、みやま市財務規則第124条に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として契約締結までに市に納めること。

## 13 その他

- ・ 企画提案書の提出は、1者につき1件に限る。
- ・ 企画提案書等の提出後、企画提案書の差替、訂正、再提出はできない。ただし、委託者から指示があった場合を除く。
- ・ 企画提案書等の提出後、委託者が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めるこ

とがある。

- ・ 本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、市の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募および提案内容を撤回できるが、委託者は応募に要した一切の費用は負担しない。
- ・ 応募後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「辞退届」を任意の様式で提出すること。